

次 育 第 2434 号
令和 7 年 8 月 13 日

社会福祉法人幸保園 理事長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和 7 年 8 月 1 2 日 から 令和 1 2 年 8 月 1 1 日まで